

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果について

- 総務省は、各府省が行った平成31年度税制改正要望に係る**政策評価59件**の内容を点検し、その結果を取りまとめ、税制当局をはじめとした関係府省に通知した（図表1参照）。
 - 今年度の点検は、政府全体で進められている**E B P M（証拠に基づく政策立案）**の取組も踏まえ、租税特別措置等の「達成目標」「適用数」「減収額」「効果」の各項目が、**客観的なデータ・証拠に基づき分析・説明されているか**を中心に行った。
 - 点検結果を項目別にA～Eの5段階で表すと図表2のとおり（A～Eの考え方は図表3参照）。点検プロセスにおける各府省の補足説明によって「**適用数**」「**減収額**」については**分析・説明の内容に改善が見られる一方**、「**達成目標**」の設定及び「**効果**」の**分析・説明は十分とは言い難い状況**にある。また、**一部の項目に分析・説明がない項目が残る著しく不十分な評価（17件）もある**。
- (※) 「効果」が客観的なデータにより検証されていないものは、過去の効果については52.0%、将来の効果については89.8%
- 一定水準の分析・説明がなされていたものについては更なる水準の向上が期待される。他方、現時点では分析・説明が不十分であったものについては今後の税制改正作業において更なる検証がなされる必要がある。次頁以降に、**主な具体事例**を掲載する。

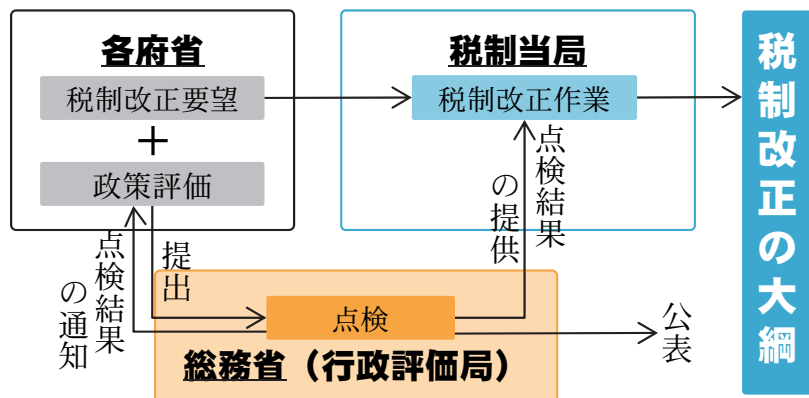
(参考1) 租税特別措置等に係る政策評価の対象

[義務] 法人税（国税）、法人住民税、法人事業税（地方税）関係の措置 [努力義務] 左記以外の税目関係の措置

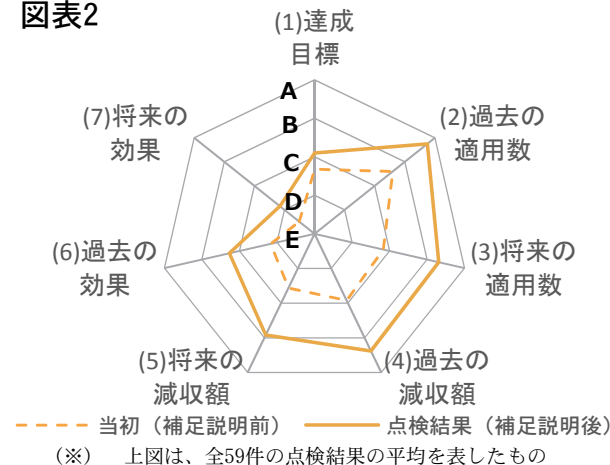
(※) 評価は、税負担を軽減・繰延べする租税特別措置等が対象で、税負担を加重するものは対象外

(参考2) 各府省に実施が義務付けられている法人税、法人住民税、法人事業税関係の措置に係る事前評価を重点的に点検

図表1



図表2



図表3

分類	分析・説明があるか	定量化されているか	算定根拠等が十分に説明されているか	十分な分析・説明があるか(※)
A	あり	あり	あり	あり
B	あり	あり	あり	なし
C	あり	あり	なし	
D	あり	なし		
E	なし			

(※) 外部要因を考慮した措置の直接的効果の分析等

達成目標に関する分析・説明が不十分な評価書

- **政策目的に即した適切な達成目標が設定されておらず、政策目的の実現状況を十分に明らかにすることができない。**

【該当評価書】 《金融02》 《金融03》 《文科01》 《文科02》 《厚労03》 《厚労04》 《厚労05》 《経産04》 《経産05》
《経産11》 《国交05》 《国交06》 《国交07》

《金融02》 協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化（法人税、法人住民税、法人事業税）

《経産11》 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

租特評価の構成

政策目的

租税特別措置等により、実現しようとする目的

達成目標

政策目的の実現に向け、租税特別措置等により、達成しようとする目標

租税特別措置等

達成目標の達成、ひいては政策目的の実現に資する措置

達成目標及び租税特別措置等の内容は、政策目的から段階を追って具体化されたものであると同時に、それぞれ適切に関連することが必要

達成目標が政策目的とほぼ同一で、抽象度が高く、政策目的から具体化されたものになっていないため、政策目的の実現状況を明らかにできない

政策目的

《金融02》

協同組織金融機関の自己資本を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。

《経産11》

組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。

達成目標

協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。

組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。

租税特別措置等の内容

協同組織金融機関等の一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額は、通常の繰入限度額の110%相当額とすることができる。

これらの租税特別措置等は、政策目的とほぼ同一で、**抽象度が高い達成目標**が設定されたことにより、**政策目的の実現状況の把握が困難**なものとなっており、租税特別措置等が達成目標、ひいては政策目的の達成に十分に寄与するの
か明らかにされていないため、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

- **過去・将来の適用数が10件未満と僅少※である租税特別措置等について、それが目標の達成に十分に寄与することが明らかにされていない。**

※対象事業等の一部の適用数が10件未満のものも含む

【該当評価書】 《内閣02》 《内閣03》 《内閣04》 《内閣06》 《内閣07》 《内閣09》 《金融05》 《総務01》
 《文科02》 《厚労06》 《厚労07》 《経産01》 《経産06》 《国交03》 《国交09》 《国交10》

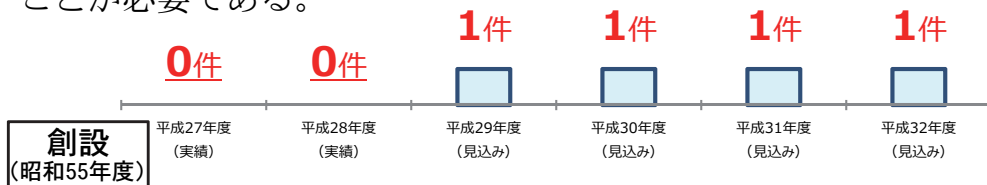
《厚労06》生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

(法人税、法人住民税、法人事業税)

措置の内容：生活衛生同業組合又は生活衛生同業小組合が共同利用施設の取得等をした場合の特別償却

＜達成目標＞

生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じることが必要である。

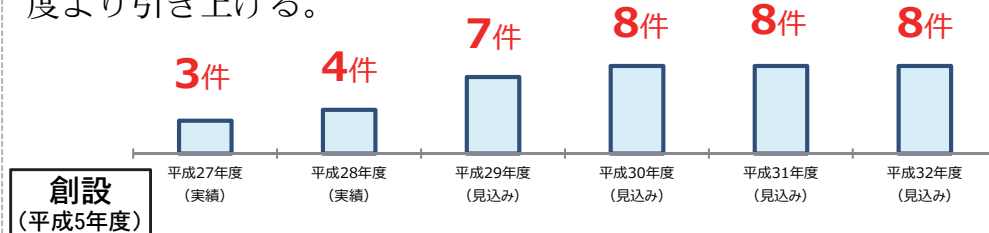


《厚労07》公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長(法人税、法人住民税、法人事業税)

措置の内容：中小企業者等が公害防止用設備の取得等をした場合の特別償却

＜達成目標＞

健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を前年度より引き上げる。



適用件数が非常に少ないことを踏まえてもなお、本特例措置が達成目標へ十分に寄与することについての分析・説明なし



これらの租税特別措置等は、その適用実態・見込みも踏まえた上で、目標を達成する手段としての必要性及び有効性について、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

効果に関する分析・説明が不十分な評価書②

- **過去の適用数は0件であり、租税特別措置等の効果はなかったと明示。また、将来の適用数の予測も僅少であり、達成目標の実現に租税特別措置等が、将来どのように寄与するのか定量的に明らかにされていない。**
【該当評価書】《国交10》

《国交10》雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長（法人税）

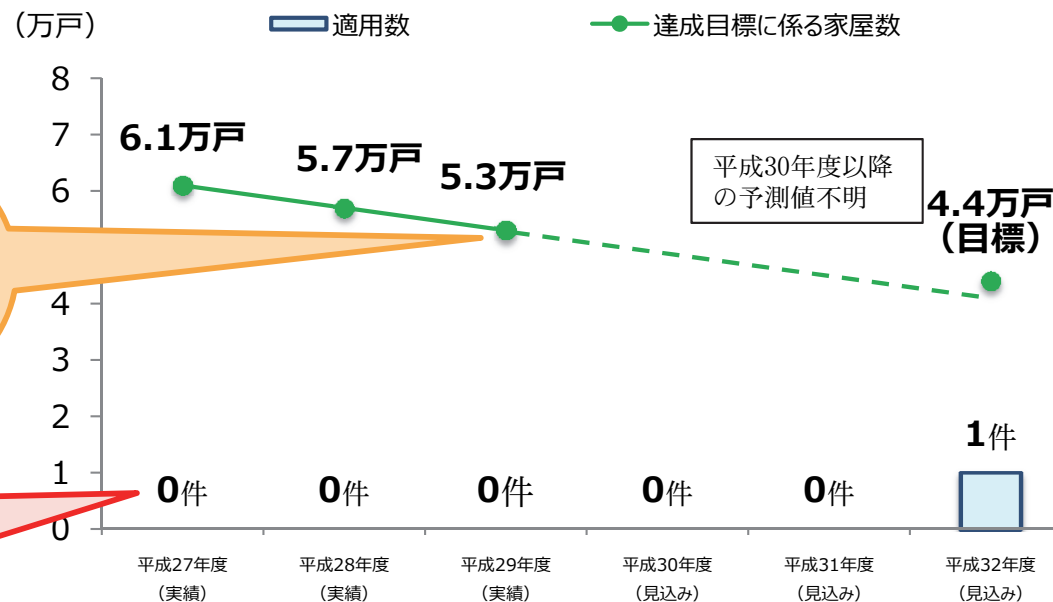
措置の内容：浸水被害対策区域において、民間事業者が設置する雨水貯留利用施設に係る割増償却

<達成目標>

過去10年に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数
(H32年度：約4.4万戸)

下水道法上の浸水被害対策区域に税制の対象区域が変更された平成27年度以降、適用実績が無いため、政策目的の達成及び達成目標の実現への寄与は今のところ存在しない。
(国土交通省の評価書から引用)

<適用数>



達成目標の実現状況は平成32年度の目標に向けて**順調に推移**

一方、平成27年度から適用数は**0件**



この租税特別措置等は、過去の適用件数が0件であるにもかかわらず、達成目標の実現状況は順調に推移しており、将来の適用見込みについても1件（平成32年度）であるため、今後の達成目標の推移の予測も含め、**目標を達成する手段としての必要性及び有効性**について、今後の税制改正作業において更なる検証が必要 **4**

適用数に関する分析・説明が不十分な評価書

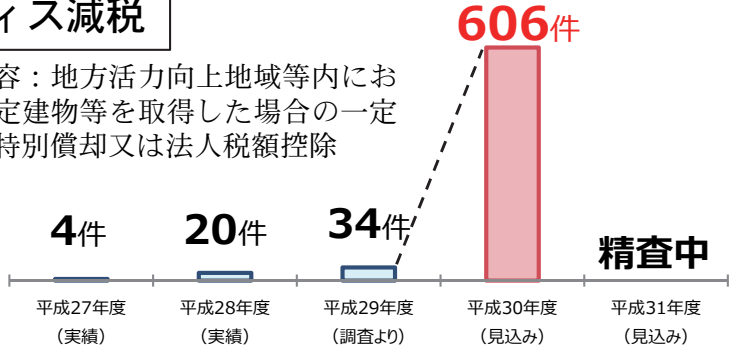
- 過去の実績と将来の適用数の予測が大幅にかい離している理由の説明が十分ではない。

【該当評価書】 《内閣01》

《内閣01》 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充 (法人税、法人住民税、法人事業税)
 (本措置は平成28年度及び29年度にも指摘事例として掲載)

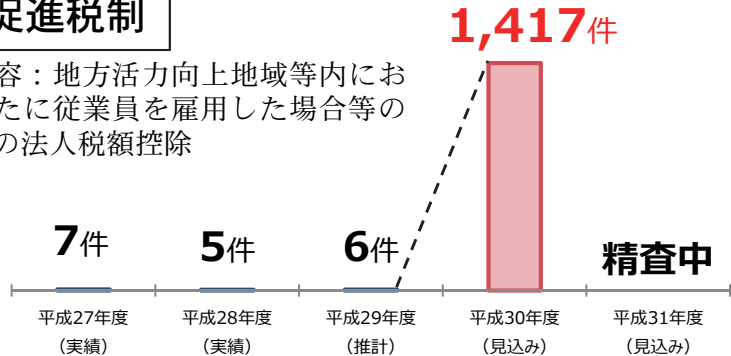
オフィス減税

措置の内容：地方活力向上地域等内において特定建物等を取得した場合の一定割合の特別償却又は法人税額控除

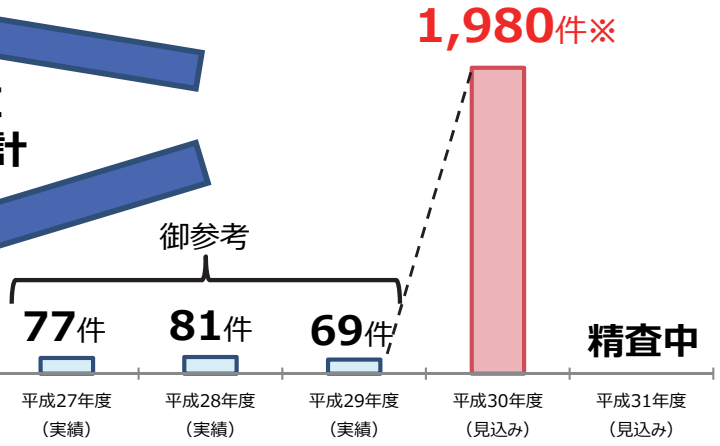
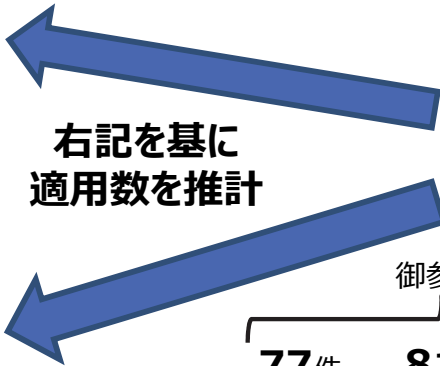


雇用促進税制

措置の内容：地方活力向上地域等内において新たに従業員を雇用した場合等の一定額の法人税額控除



地方活力向上地域等特定業務施設整備計画数



(※) 平成30年度の平成30年7月15日時点での実績は11件



この租税特別措置等は、将来の適用数の予測が過去の実績と大きくかい離しているが、過去の実績と大きくかい離した数値を基に推計を行っているため、そのかい離の理由の説明が十分ではなく、適切な将来の適用数の予測について、今後の税制改正作業において更なる検証が必要